

安住仁志の議会報告
(2009年3月定例会)



智頭町議会議員・安住仁志後援会
智頭町奥本12 ☎78-0511

**町民の損害1億、町政責任つやむやに
賠償訴訟取り下げを許せますか**

智頭町会で3月定例会最終日の3月11日、南肇議員（他1名）が「裁判が長期化し、費用がかかる」などの理由で、町が寺谷町長個人を相手に起こしていた2000万円の損害賠償、いわゆる「虚偽報告裁判」の取り下げを動議。安住仁志と岸本真一郎を除く9議員が支持して議決しました。

虚偽報告事件では、善管注意義務を怠ったなど職員の内いくつかの不法行為と、さらに当時の町長と助役の指導監督を怠ったなどの不法行為が疑われています。訴訟は当初、織田町長時代、寺谷氏の「裁判で責任の有無をつまびらかにしたい」という『請願』に基づき、議会で訴訟を承認した経緯があります。損害額に対して2000万円の賠償は少ないが、それでも判決によって責任の所在が明らかになり事件に区切りがつくと、寺谷氏や安住だけではなく、被害を受けた町民の多くが期待していたのではないでしょう。しかも、5月15日に最終弁論が行われ、判決公判の期日が言い渡される直前です。

「虚偽報告裁判」町が福祉施設を建設する際、町職員が国に工事が完成したと虚偽の報告を行ったことが発覚したため、国庫補助金約7900万円を返還させられるなど合計約1億円の損害を被った。これを受けて、織田前町政が虚偽報告時の町長であった寺谷氏に個人賠償を求めたもの。

「請願」（憲法、請願法、地方自治法など）
民が文書によりその希望を議会に申し出ること。請願書は議員の紹介により提出しなければならない。

緊急動議の理由と、安住の反論は次の通り。
（1）訴訟期間を一年間としていたが、まる3年を経過し、さらに長期化が予想されるが、費用の追加は認めていない。

【安住】 3年かかってようやく判決の日が目前に迫った。追加費用も不要

（2）2008年6月に町長選挙が行われ訴訟を公約とした前町長は支持されなかった。

【安住】 選挙での争点は訴訟ではなかった

（3）原告、被告が同一人という想定外の異常な状態は早期に解消する必要がある。

【安住】 異常な状態は寺谷氏の立候補で当然想定しうるものである

反対討論で、安住は「すべからず行政は法令に基づいて執行されるべき。また、執行によって生じた疑義・齟齬などの解決も法の判断に委ねるのが法治国家だ」と訴えましたが、動議は9対2で可決されました。

取り下げで、町民に1億円の損害を与えた責任がうやむやになります。みなさんは、「町民のため」ではない政治を許しますか。原告、智頭町の利益を守るべき特別代理人は「町民のため」を考えた対応をしていただきたい。